

評議員及び役員等の選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会定款第19条、第24条、第29条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）の評議員及び役員等の選任について必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び理事、監事候補者の推薦方法)

第2条 評議員及び理事、監事候補者の推薦方法は、理事会推薦と個人会員による立候補推薦の2種類とする。

2 個人会員の立候補には、理事会推薦候補者を除く個人会員20名の推薦人を必要とする。

(候補者名簿の作成と情報提供)

第3条 評議員会に評議員候補者及び理事候補者、監事候補者を推薦するに当たって会長は、評議員候補者名簿、理事候補者名簿、監事候補者名簿及び候補者の経歴、推薦理由、候補者相互間の関係、他団体との兼職状況に関する情報を評議員長に提出しなければならない。

(評議員及び理事、監事の選任方法)

第4条 評議員及び理事、監事は、評議員会において各候補者ごとに、出席評議員の過半数の賛成を得た者を選任する。

2 評議員候補者及び理事候補者、監事候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達した者を選任する。

(評議員及び理事、監事の解任と後任評議員及び後任理事、後任監事の選任)

第5条 評議員及び理事、監事を定款の定めにより解任する場合、評議員及び理事については出席評議員の2分の1以上の賛成を、監事については3分の2以上の賛成を必要とする。

2 後任評議員及び後任理事、後任監事の選任については、第2条、第3条、第4条の規定を適用する。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

この規程は平成30年9月9日から改正施行する。

この規程は平成31年4月1日から改正施行する。(平成30年12月9日理事会決議)

この規程は令和2年4月27日から改正施行する。(令和2年4月19日理事会決議)

この規定は令和3年2月21日から改正施行する。(令和3年2月21日理事会決議)

この規程は令和3年5月16日から改正施行する。(令和3年5月16日理事会決議)